

第 34 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 5 月 25 日（月） 9 時 39 分から 10 時 14 分

2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	1 2 番	石堂 かよ子		
会長職務代理者	1 1 番	牛野 進一郎		
農業委員	1 番	久保田 力雄	3 番	高田 真盛
	4 番	黒木 りか	6 番	中之藺 堅二郎
	7 番	寺内 秀昭	8 番	福 富久
	9 番	原 雅喜		

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	浦口 啓一郎	ロ.	片板 大作
ハ.	上妻 亜紀	二.	小脇 尚武
ホ.	野里 一則	へ.	雨田 俊哉
ト.	原田 晃生		

4. 欠席委員

農業委員	2 番	砂坂 浩一郎	5 番	小山 幸良
------	-----	--------	-----	-------

農地利用最適化推進委員（順不同）

チ. 崎田 善昭

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項及び第 4 項の規定による令和 8 年度 第 25 号 農用地利用集積等促進計画(案) に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長
農地振興係長
農地集積支援員

才川 いずみ
羽生義仁
牛野 学

7. 会議の概要

- 議 長 これより、第34回 農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議 長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
(「はい。」の声あり。)
- 議 長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号6番 中之
蘭堅二郎委員、7番 寺内秀昭委員を指名します。
- 議 長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法
律第19条第3項及び第4項の規定による令和8年度 第25号 農用地利用
集積等促進計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。
- 議 長 それでは、事務局より、議案第1号の説明をお願いします。
- 事 務 局 資料の2ページをお開きください。
議案第1号は農用地利用集積等促進計画(案)の承認についてです。農
用地利用集積等促進計画(農地中間管理権) 賃貸借5件を定めたいので、
承認を求めるものです。
資料の3ページをご覧ください。
農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。
存続期間は令和8年8月1日から令和13年7月31日までの5年間で3
件、令和8年8月1日から令和18年7月31日までの10年間で2件です。
資料は4ページ、内訳書です。整理番号1番から5番までの5件につい
てご説明いたします。
整理番号1番、南種子町〇〇××番地、A・61歳から公益財団法人鹿児
島県地域振興公社を通じ、B・74歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽
▽××番、地目は畑、面積は●●㎡でさとうきびを耕作します。賃借料は
10 アール当り〇〇円、年額〇〇円の口座振込。期間は5年の再設定です。
図面は6ページに添付しております。
整理番号2番、南種子町〇〇××番地、C・77歳から公益財団法人鹿児
島県地域振興公社を通じ、D・56歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽
▽××番ほか3筆合計4筆、地目はすべて畑、面積合計は●●㎡で甘藷を
耕作します。賃借料は年額〇〇円の口座振込、期間は10年の再設定です。
図面は7・8ページに添付しております。
整理番号3番、南種子町〇〇××番地、E・57歳から公益財団法人鹿児
島県地域振興公社を通じ、D・56歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽
▽××番、地目は畑、面積は●●㎡で甘藷を耕作します。賃借料は年額〇

〇円の口座振込、期間は10年の再設定です。図面は9ページに添付しております。

5ページをご覧ください。

整理番号4番、鹿児島市〇〇番××号 Fから公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、I・61歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか3筆、地目はすべて畑、面積合計は●●㎡で甘藷を耕作します。賃借料は年額〇〇円の口座振込、期間は5年の再設定です。図面は10・11ページに添付しております。

整理番号5番、南種子町〇〇××番地、J・87歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、K・48歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目は畑、面積は●●㎡のうち●●㎡で甘藷・じゃがいもを耕作します。賃借料は年額〇〇円の口座振込、期間は5年の再設定です。図面は12ページに添付しております。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積等促進計画についての承認を求めます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第1号の採決を行います。

原案どおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成のようですので、本案は、原案どおり、承認することに決定しました。

議 長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：L、譲受人：M、ほか3件を議題にします。

それでは、事務局より、議案第2号の説明をお願いします。

事 務 局 資料の13ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について審査を求められるもので、所有権移転4件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 L。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 Mです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

所有権移転で、理由は売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、14ページの調査書にあるとおり、農地法第3条

第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は18ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 N。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 Oです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番ほか1筆。地目はすべて畑、地積合計は●●㎡です。

所有権移転で、理由は贈与及び名義整理によるものです。

この件につきましては、15ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は22ページから添付しております。

整理番号3番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 N。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 Pです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

所有権移転で、理由は贈与及び名義整理によるものです。

この件につきましては、16ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は26ページから添付しております。

整理番号4番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 N。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 Qです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番ほか1筆。地目はすべて畑、地積合計は●●㎡です。

所有権移転で、理由は贈与及び名義整理によるものです。

この件につきましては、17ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は30ページから添付しております。

以上の4件につきましては5月11日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をいたします。
整理番号1番については、地区担当の3番委員お願いします。

3番委員 現地調査当日は所用のため欠席いたしまして申し訳ございません。LさんとMさんについては、親戚関係ではございません。地図をご覧になると分かりますが、Mさんは親と一緒に牧場経営の傍ら、当該地の周りは牛の放牧地、それから採草地として管理しておりますので、Mさんはこれから有望な農家として活躍されると思いますので問題はないものと思います。

議長 整理番号2番・3番・4番については、地区担当委員でもある11番委員に説明をお願いします。

11 番委員 25 ページ、29 ページ、33 ページの図面を見れば分かる通り、廣濱共有地として隣接していた土地の名義整理でございます。内容は以前申請の島間仲之町共有地の件と同様です。耕作放棄地であったものを活用するという面から問題はないものと思います。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

3 番委員 譲渡人の N と地図上の記載が違うんですが、これはどうしてですか。

議 長 事務局。

事 務 局 地図上では S と記載されていますが、これは今現在の名前が N ということ
とでご理解いただければと思います。

議 長 3 番委員、よろしいですか。

3 番委員 はい。分かりました。

事 務 局 すみません。再度ご案内します。資料 25 ページ、29 ページ、33 ページ
の資料で S として記載されていますが、現段階の名称は N ということで確
認しておりますのでご理解ください。

議 長 補足説明が、終わりました。
これから質疑に入ります。質疑はありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 2 号について、採決を行います。
原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙
手)
全員賛成のようですので、本案は、原案のとおり許可することに決定し
ました。

議 長 続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、
譲渡人：T、譲受人：U 外 1 件を議題にします。
それでは、事務局より議案第 3 号の説明をお願いします。

事 務 局 事務局。
資料の 34 ページをお開きください。
議案第 3 号は、農地法第 5 条の規定による許可申請について審査を求め
るもので、転用申請が 2 件です。
整理番号 1 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 T。
譲受人が、南種子町〇〇××番地 U です。
土地の所在は、〇〇字▽▽××番で、地積は●●㎡のうち●●㎡です。
工事計画は、令和 8 年 6 月から令和 9 年 5 月までの 12 ヶ月間。
資金については、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、建築費〇〇円
の合計〇〇円となっており、全て融資で賄うものです。
転用目的は、一般住宅です。

転用事由の詳細としましては、「現在借家住まいで2人の子供も成長し手狭になったため、当該地を買い受け一般住宅を建築するものです。」とのことです。

周囲の状況につきましては、申請地周辺は集落が広がっており、西側は町道に面し、北・東・南側は譲渡人の農地に囲まれております。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としましては、資料 39 ページの被害防除計画書をご覧ください。

- (1)造成計画が、現状のままで行う。
- (2)被害防除策として、土留工事を行う。緩衝地を設ける。
- (3)周辺農地に対しての支障対策としては、幅 2.0m程度の緑地設ける。
- (4)用排水計画としては、用水は公共上水道、雨水は自然流下、污水及び生活雑排水については合併浄化槽で処理することとなっております。

なお、申請地は農用地区域外で都市計画区域内、農地の区分は「第2種農地」の「その他の農地」に該当します。その他参考資料は 35 ページから添付しています。

整理番号 2 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 V。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 W 代表取締役 X です。

土地の所在は、〇〇字▽▽××番で、地目は畑。地積は●●㎡です。

工事計画は、令和 8 年 6 月から令和 9 年 5 月までの 12 ヶ月間。

資金については、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、建築費〇〇円の合計〇〇円となっており、自己資金〇〇円、融資〇〇円で賄うものです。

転用目的は、事業用住宅・駐車場・進入路です。

転用事由の詳細としましては、「現在、営んでいる宿泊事業の規模拡大に伴い、事業用地として、現在の宿泊施設の土地を当たったが条件にあう土地が見つからず、価格面、敷地面積等考慮した結果、近接する申請用地としました。周囲に農地もありますが、支障はないと判断いたします。」とのことです。

周囲の状況につきましては、北、西側は農地、南側は雑種地、西側は国道に隣接しております。

進入路における一部面積を必要とする理由として、資料 48 ページをご覧ください。

申請地 〇〇字▽▽××番の西側に隣接する字▽▽×× 地目 畑への進入路を設置するためとしております。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としましては、資料 49 ページの被害防除計画書をご覧ください。

- (1) 造成計画が、盛土を最高 0.24m、切土を最高 0.14m 行う。
- (2) それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。
- (3) 周辺農地に対しての支障対策としては、幅 3.0m程度の緑地設ける。
建物の高さを 4.6mに加減する。隣接農地への通路を確保する。

(4) 用排水計画としては、公共上水道、雨水は水路放流、汚水及び生活雑排水については合併浄化槽で処理することとなっております。

なお、申請地は農用地区域外で都市計画区域内、農地の区分は「第2種農地」の「その他農地」に該当します。その他参考資料は43ページから添付しています。

この件につきましては、5月11日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議 長 資料34ページの工事計画の中で、期間の令和8年6月から令和8年5月とあるのを、令和8年6月から令和9年5月(12ヶ月)に資料訂正をお願いします。下段も同様です。

続きまして、整理番号1番と2番の地区担当である6番委員、説明をお願いします。

6番委員 整理番号1番のTさんとUさんは遠い親戚関係にあるようです。TさんはYに勤めておられまして、今度家を新築したいということです。申請地は500㎡で問題はありませんが、残りの土地をどうするか尋ねたところ、現在の所有者が活用するということです。

整理番号2番の譲受人のXさんは皆さんご存じのとおり宿泊業を営んでおりますが、この度規模拡大をしたいということで、この土地を求めたようであります。Vさんは3年前に息子さんを亡くしてから全く耕作の方が行き届いていないようで、今後も耕作できないということで決断したところであります。譲渡人と譲受人の関係は親戚関係ではあるようです。以上です。

議 長 懇談に入ります。

議 長 懇談を解きます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第3号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第4号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地 ○○地内 6筆を議題にします。

議 長 それでは、事務局より、議案第4号の説明をお願いします。

事務局 資料の53ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないこと

の判断についてです。

次の土地は現地調査の結果、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので議決を求めるものです。

整理番号1番。台帳所有者が、南種子町〇〇××番地 Z。

土地の所在は、南種子町〇〇字▽▽××番で、地目は田。地積は●●㎡です。その他、畑が4筆、田が1筆、合計6筆。地積合計は●●㎡であります。参考資料として54ページから現地調査の資料を添付しております。

この6筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に原野・山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

この件につきましては、5月11日の現地調査において、会長、農地部長、農地部部員、事務局で現地確認をしております。

以上で議案第4号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断についての説明を終わります。

ご審議方よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

この〇〇地内の農地についてですが、因みに私が〇〇に嫁いでから、これらの農地は耕作された様子がありません。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第4号の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成のようですので、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

議長 以上で、第34回 農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたします。